

京都市告示第 261 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成16年8月4日

京都市長 榎 本 頼 兼

名 称	位 置	区 域	供 用 開 始 の 期 日
中山田第二 公 園	伏見区小栗栖中山田町	伏見区小栗栖中山田町 26番地4	告 示 の 日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)